

市川市建築基準法施行細則

市川市建築基準法施行細則（昭和 46 年市川市規則第 7 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「政令」という。）、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「省令」という。）及び建築基準法施行条例（昭和 36 年千葉県条例第 39 号。以下「施行条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（書類の提出先）

第 2 条 法、政令、省令、施行条例及びこの規則により市長又は建築主事に提出する申請書、届出書等の提出先は、街づくり部建築審査課又は建築指導課とする。

（保存建築物の指定）

第 3 条 法第 3 条第 1 項第 3 号の規定による指定を受けようとする者は、保存建築物指定申請書（様式第 1 号）の正本及び副本に、それぞれ次の表に掲げる図書その他必要な資料を添えて、市長に提出するものとする。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁の位置並びに敷地の接する道路の位置及び幅員
各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途並びに壁及び開口部の位置
2 面以上の立面図	縮尺及び開口部の位置
2 面以上の断面図	縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出並びに軒の高さ及び建築物の高さ

2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合において、法第 3 条第 1 項第 3 号に規定する保存建築物の指定をすることとしたときは、保存建築物指定通知書（様式第 2 号）に同項の申請書の副本及びその添付書類を添えて、当該申請者に通知するものとする。

(確認申請に添付する書類)

第4条 法第6条第1項各号に掲げる建築物の確認申請書には、省令第1条の3に定める添付図書のほか、別表第1の左欄に掲げる建築物の種類に応じて同表の中欄に掲げる図書及び消防同意(通知)資料書(様式第3号)を添えなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、法第6条の3第1項第3号に掲げる建築物の建築に係る確認申請書には、便所を水洗式とする建築物(下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に規定する処理区域内のものに限る。)に係る敷地内排水系統図、避雷設備を設ける建築物に係る構造詳細図、地階に居室を有する建築物(政令第10条第4号に掲げる建築物で、法第28条第3項の規定の適用を受けるものを除く。)に係る換気設備図及び受水槽を有する建築物に係る構造詳細図を添えることを要しない。

(計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更の届出)

第5条 確認を受けた建築物、建築設備又は工作物に係る工事が完了する前に当該建築物等に係る確認申請書に記載された事項に省令第3条の2に規定する確認を受けた当該建築物等の計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更があったときは、当該建築物等の建築主、設置者又は築造主(以下「建築主等」という。)は、確認事項変更届(様式第4号)の正本及び副本に、それぞれ建築主事が必要と認める図書及び書類並びに当該建築物等に係る確認済証(以下「確認済証」という。)を添えて、建築主事に届け出るものとする。

2 建築主事は、前項の規定による届出があったときは、確認済証に確認事項変更届済印を押印した上、同項の変更届の副本及びその添付書類並びに当該確認済証を当該届出人に返還するものとする。

(確認申請の取下げ届)

第6条 建築物、建築設備又は工作物(以下「建築物等」という。)に係る確認申請書を提出した者は、建築主事が当該申請について確認の処分をする前に当該確認申請を取り下げようとするときは、取下げ届(確認)(様式第5号)により建築主事に届け出るものとする。

(確認の取りやめ届)

第7条 確認を受けた建築主等は、当該建築物等の工事を取りやめたときは、取りやめ届(確認)(様式第6号)に確認済証を添えて、建築主事に届け出るものとする。

(指定確認検査機関の建築主等の変更等の報告)

第8条 法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関（以下「指定確認検査機関」という。）は、法第6条の2（法第87条第1項、法第87条の2並びに法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）に規定する確認を受けた建築物等について第5条第1項又は前条の規定による届出を受けたときは、速やかに、市長に報告するものとする。

(標識の設置による公告)

第9条 法第9条第13項（法第10条第4項、法第88条第1項から第3項まで及び法第90条の2第2項において準用する場合を含む。）の標識は、様式第7号によるものとする。

(建築物の指定及び定期報告)

第10条 法第12条第1項の特定行政庁が指定する建築物は、次に掲げる建築物とする。

(1) 劇場、映画館又は演芸場の用途に供する建築物で、次のいずれかに該当するもの

ア 地階又は3階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの

イ その用途に供する客席の部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの

ウ その用途に供する主階が1階にないもの

(2) 観覧場（屋外観覧場を除く。）、公会堂又は集会場の用途に供する建築物で、次のいずれかに該当するもの

ア 地階又は3階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの

イ 2階以下の階におけるその用途に供する客席の部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの

(3) 屋外観覧場の用途に供する建築物で、その用途に供する客席の部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの

(4) 病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）又は政令第19条第1項に規定する児童福祉施設等の用途に供する建築物で、次のいずれかに該当するもの

ア 地階又は3階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの

イ 2階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの

- (5) 旅館又はホテルの用途に供する建築物で、次のいずれかに該当するもの
- ア 地階又は3階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの
  - イ 2階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
- (6) 共同住宅の用途に供する建築物で、次のいずれかに該当するもの
- ア 法第68条の5の4の規定の適用を受けるもので、当該建築物の容積率はその全部を住宅以外の用途に供する建築物に係る法第52条第1項第2号又は第3号に掲げる数値を超えるもの
  - イ 屋外階段を設けないもので、地階又は4階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの
  - ウ 屋外階段を設けないもので、3階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
- (7) 寄宿舎の用途に供する屋外階段を設けない建築物で、次のいずれかに該当するもの
- ア 地階又は4階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの
  - イ 3階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
- (8) 学校又は体育館の用途に供する建築物で、次のいずれかに該当するもの
- ア 木造の建築物であって、2階以上の階にその用途に供する部分を有し、かつ、その床面積の合計が200平方メートルを超えるもの
  - イ 木造以外の建築物であって、地階又は4階以上の階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの
  - ウ 木造以外の建築物であって、地階を除く3階以下の階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの
- (9) 博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場の用途に供する建築物で、次のいずれかに該当するもの
- ア 地階又は3階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの
  - イ 地階を除く2階以下の階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの

(10)百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物で、次のいずれかに該当するもの

ア 地階又は3階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの

イ 2階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの

(11)事務所の用途に供する建築物又は事務所の用途に供する部分を有するものであって前各号のいずれにも該当しない階数が5以上である建築物で、地階又は3階以上の階でその用途に供する部分（機械設備の設置される部分を除く。）の床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの

2 省令第5条第1項の規定による定期報告の時期は、次の表の左欄に掲げる建築物に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる時期を始期とし、同表の右欄に掲げるとおりとする。

建築物	定期報告の始期	定期報告の時期
前項第1号から第5号までに掲げる建築物	平成16年5月1日から同月末日までの間	2年ごとの5月1日から同月末日までの間
前項第6号から第9号までに掲げる建築物	平成17年8月1日から同月末日までの間	3年ごとの8月1日から同月末日までの間
前項第10号に掲げる建築物	平成17年10月1日から同月末日までの間	2年ごとの10月1日から同月末日までの間
前項第11号に掲げる建築物	平成18年2月1日から同月末日までの間	3年ごとの2月1日から同月末日までの間

3 第1項第1号から第10号までの2以上に該当する用途の建築物については、当該各号のそれぞれの用途に供する部分の床面積の合計又は建築物全体の安全の確保を勘案して、その主要な用途に供する建築物として適用する。

4 省令第5条第3項に規定する報告書は、報告の日前3月以内に調査し、作成したものでなければならない。

(建築設備等の指定及び定期報告)

第11条 法第12条第3項の特定行政庁が指定する建築設備は、次に掲げる建築設備（第1号から第3号までに掲げる建築設備にあつては、一戸建ての住宅又は長屋若しくは共同住宅の住戸に設けられたものを除く。以下この条において同じ。）とする。

(1) エレベーター（積載荷重が9.80665キロニュートン以上のもので、労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第1号から第5号までに掲げる事業の用に供される建築物の作業場の部分において、専ら生産過程の一部として原材料、製品等の運搬の用に供されるもの又は専ら搬送過程の一部として貨物等の運搬の用に供されるもの（専ら生産又は搬送の作業に従事する者が運搬のため乗り込むものを含む。）を除く。）

(2) エスカレーター

(3) 小荷物専用昇降機

(4) 前条第1項各号に掲げる建築物に設けた建築設備のうち、次に掲げるもの

ア 法第28条第2項ただし書及び第3項の規定により設けた換気設備（自然換気設備及び換気扇を除く。）

イ 法第35条の規定により設けた排煙設備（排煙機を設けた排煙設備に限る。）

ウ 法第35条の規定により設けた非常用の照明装置（予備電源を照明器具に内蔵したものを除く。）

エ 法第36条の規定により設けた給水設備及び排水設備（給水タンク、貯水タンク又は排水槽を設けたものに限る。）

2 法第88条第1項において準用する法第12条第3項の規定により指定する昇降機等は、次に掲げるものとする。

(1) 乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）

(2) ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設

(3) メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの

3 省令第6条第1項の規定による定期報告の時期は、次の各号に掲げる建築設備等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

(1) 第1項第1号から第3号までに掲げる建築設備 毎年法第12条第2項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定により第1回の報告を行った日の属する月に相当する月（当該第1回の報告にあつては、法第7条第5項又は法第7条の2

第5項（これらの規定を法第87条の2において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日から6月を経過した日以後6月の間）

- (2) 第1項第4号に掲げる建築設備 次の表の左欄に掲げる建築設備の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる時期

建築設備	定期報告の時期
前条第1項第1号から第5号までに掲げる建築物に設けた建築設備	毎年5月1日から同月末日までの間
前条第1項第6号から第9号までに掲げる建築物に設けた建築設備	毎年8月1日から同月末日までの間
前条第1項第10号に掲げる建築物に設けた建築設備	毎年10月1日から同月末日までの間
前条第1項第11号に掲げる建築物に設けた建築設備	毎年2月1日から同月末日までの間

- (3) 前項各号に掲げる昇降機等 毎年3月1日から同月末日までの間

4 省令第6条第3項に規定する報告書は、報告の日前2月以内に検査し、作成したものでなければならない。

5 建築設備等を廃止し、休止し、又は再開したときは、建築設備等変更（廃止・休止・再開）届（様式第10号）を市長に届け出なければならない。

（計画の通知への準用）

第12条 第4条から第7条までの規定は、法第18条第2項の規定により計画を通知する場合に準用する。

（児童福祉施設等の指定）

第13条 施行条例第40条の2の規則で定める避難困難者が入所する施設は、次に掲げる児童福祉施設等とする。

- (1) 児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する乳児院、児童養護施設（児童福祉法等の一部を改正する法律（平成9年法律第74号）附則第5条第2項の規定により児童養護施設とみなされたものに限る。）、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設及び情緒障害児短期治療施設に限る。）

- (2) 身体障害者更生援護施設（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム及び身体障害者授産施設に限る。）

(3) 保護施設（生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に規定する救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設に限る。）

(4) 知的障害者援護施設

(5) 老人福祉施設（老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームに限る。）

(6) 有料老人ホーム

（道路の指定の申請等）

第 14 条 法第 42 条第 1 項第 4 号の規定による道路の指定を受けようとする者は、道路の指定申請書（様式第 11 号）の正本及び副本に、それぞれ設計図書その他必要な資料を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合において、道路の指定をすることとしたときは、その旨を告示するとともに、道路の指定通知書（様式第 12 号）に、同項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、当該申請者に通知するものとする。

3 法第 42 条第 1 項第 4 号の規定による道路の指定の内容を変更しようとする者は、道路の指定変更申請書（様式第 13 号）の正本及び副本に、それぞれ設計図書その他必要な資料を添えて、市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請を受けた場合において、道路の指定の内容を変更することとしたときは、その旨を告示するとともに、道路の指定変更通知書（様式第 14 号）に、同項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、当該申請者に通知するものとする。

（道路位置の指定の申請等）

第 15 条 法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路位置の指定を受けようとする者は、道路位置の指定申請書（様式第 15 号）の正本及び副本に、それぞれ道路位置申請図（様式第 16 号）及び次に掲げる書類（副本にあつては、当該書類の写し）を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 申請に係る承諾者の印鑑登録証明書

(2) 申請に係る土地及び建物の登記事項証明書

2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合において、道路位置の指定をすることとしたときは、その旨を告示するとともに、道路位置の指定通知書（様式第 17 号）に、同項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、当該申請者に通知するものとする。



- 3 法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路位置の指定の内容を変更しようとする者は、道路位置の指定変更申請書（様式第 18 号）の正本及び副本に、それぞれ変更に係る道路位置申請図及び第 1 項各号に掲げる書類（副本にあっては、当該書類の写し）を添えて、市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による申請を受けた場合において、道路位置の指定の内容を変更することとしたときは、その旨を告示するとともに、道路位置の指定変更通知書（様式第 19 号）に、同項の副本及びその添付図書を添えて、当該申請者に通知するものとする。
- 5 法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路位置の指定を廃止しようとする者は、道路位置の指定廃止申請書（様式第 20 号）の正本及び副本に、それぞれ廃止に係る道路位置申請図及び第 1 項各号に掲げる書類（副本にあっては、当該書類の写し）を添えて、市長に提出しなければならない。
- 6 市長は、前項の規定による申請を受けた場合において、道路位置の指定を廃止することとしたときは、その旨を告示するとともに、道路位置の指定廃止通知書（様式第 21 号）に、同項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、当該申請者に通知するものとする。  
（道路の位置の標示）

第 16 条 法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路位置の指定を受けようとする者又は前条第 4 項の規定による道路位置の指定の内容の変更をしようとする者は、道路の境界を明確にしておかなければならない。

（道の指定）

第 17 条 法第 42 条第 2 項の特定行政庁の指定する道は、次の各号のいずれかに該当する道とする。

- (1) 幅員が 4 メートル未満 1.8 メートル以上のもので道としての形態が整い、その敷地が明確なもの
  - (2) 旧市街地建築物法（大正 8 年法律第 37 号）第 7 条ただし書の規定により指定された建築線で、その間の距離が 4 メートル未満 2.7 メートル以上のもの
- （道の指定等の変更又は廃止の申請等）

第 18 条 法第 42 条第 2 項の規定による道の指定の内容を変更しようとする者又はその他の既存の私道の位置を変更しようとする者は、道の指定等変更申請書（様式第 22 号）の正本及び副本に、それぞれ変更に係る道路位置申請図及び第 15 条第 1 項各号に掲げる書類（副本にあっては、当該書類の写し）を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合において、道の指定の内容を変更することとしたとき又はその他の既存の私道の位置を変更することとしたときは、その旨を告示するとともに、道の指定等変更通知書（様式第 23 号）に、同項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、当該申請者に通知するものとする。
- 3 法第 42 条第 2 項の規定による道の指定又はその他の既存の私道を廃止しようとする者は、道の指定等廃止申請書（様式第 24 号）の正本及び副本に、それぞれ廃止に係る道路位置申請図及び第 15 条第 1 項各号に掲げる書類（副本にあっては、当該書類の写し）を添えて、市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による申請を受けた場合において、道の指定又はその他の既存の私道を廃止することとしたときは、その旨を告示するとともに、道の指定等廃止通知書（様式第 25 号）に、同項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、当該申請者に通知するものとする。

（道路位置の指定を受けた道等の変更及び廃止）

第 19 条 法第 42 条第 1 項第 5 号の規定により道路位置の指定を受けた道又は法第 42 条第 2 項の規定により指定された道若しくはその他の既存の私道（以下この条において「道路位置の指定を受けた道等」という。）が次の各号のいずれかに掲げる区域内に存在する場合において、当該道路位置の指定を受けた道等について当該各号に掲げる開発行為又は事業の工事の着手があったときは、法第 43 条の規定に抵触する敷地を生ずる場合を除き、当該道路位置の指定を受けた道等の変更又は廃止について第 15 条第 3 項及び第 5 項並びに前条第 1 項及び第 3 項の規定による申請並びに第 15 条第 4 項及び第 6 項並びに前条第 2 項及び第 4 項の規定による措置がなされたものとみなす。

- (1) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条若しくは第 35 条の 2 の開発行為の許可を受けた開発区域又は同法第 65 条第 1 項の規定が適用される都市計画事業の事業地 開発行為又は都市計画事業
  - (2) 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）による土地区画整理事業の施行地区 土地区画整理事業
  - (3) 旧住宅地造成事業に関する法律（昭和 39 年法律第 160 号）による住宅地造成事業の施行地区 住宅地造成事業
  - (4) 都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）による市街地再開発事業の施行地区 市街地再開発事業
- （意見の聴取）

第20条 法第9条第3項（法第10条第4項、法第45条第2項、法第88条第1項から第3項まで、法第90条第3項及び法第90条の2第2項において準用する場合を含む。）及び第8項（法第10条第4項、法第45条第2項、法第88条第1項から第3項まで、法第90条第3項及び法第90条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取の請求は、文書により行われなければならない。

2 市長は、前項の意見の聴取並びに法第46条第1項及び法第48条第14項の規定による意見の聴取（以下「意見の聴取」という。）を行うことによって生ずる意見の聴取を受ける者に係る費用は、弁償しない。

（公聴会）

第21条 法第9条第4項（同条第8項、法第10条第4項、法第45条第2項、法第88条第1項から第3項まで、法第90条第3項及び法第90条の2第2項において準用する場合を含む。第23条において同じ。）、法第46条第1項及び法第48条第14項の規定による公開による意見の聴取（以下「公聴会」という。）を主宰する者（以下「主宰者」という。）は、市長が指名する職員とする。

2 主宰者は、必要があると認めるときは、公聴会に参考人の出席を求め、意見を聴くことができる。

（代理人）

第22条 法第46条第1項又は法第48条第14項に規定する利害関係を有する者は、あらかじめ市長に届け出て公聴会に代理人を出頭させることができる。

（補佐人等）

第23条 意見の聴取を受ける者（代理人を含む。以下「被聴取者」という。）は、あらかじめ市長に届け出て、法第9条第4項の規定による公聴会にあつては補佐人、法第46条第1項又は法第48条第14項の規定による公聴会にあつては証人又は自己に有利な参考人を出席させることができる。

（意見の聴取の放棄）

第24条 被聴取者が正当な理由がなく公聴会に出頭しないときは、意見の聴取の機会を放棄したものとみなす。

（関係者の発言）

第25条 公聴会の出席者は、主宰者の許可がなければ、発言することができない。

（記録等）

第 26 条 主宰者は、書記を指名し、意見の聴取の次第、内容の要点等を記録させるものとする。

2 主宰者は、公聴会終了後遅滞なくその経過につき、調書を作成し、市長に報告するものとする。

(秩序の維持)

第 27 条 主宰者は、場内を整理し、その秩序を維持するため必要があると認めるときは、出席者又は傍聴人の入場を制限することができる。

2 主宰者は、意見の聴取の進行を妨げ、又は会場の秩序を乱す者に対し、退出その他意見の聴取の秩序を維持するため必要な事項を指示することができる。

(委任)

第 28 条 第 20 条から前条までに定めるもののほか、公聴会の運営に関し必要な事項は、主宰者が別に定める。

(許可申請書の添付書類)

第 29 条 省令第 10 条の 4 第 1 項及び第 4 項並びに省令第 10 条の 16 第 1 項から第 3 項までに定める許可申請書には、第 3 条第 1 項の表に掲げる図書その他必要な資料のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める図書及び消防同意（通知）資料書を添付しなければならない。

(1) 次に掲げる許可の申請をする場合その他市長が必要と認める場合 省令第 1 条の 3 第 1 項に規定する日影図

ア 法第 48 条第 1 項ただし書、第 2 項ただし書、第 3 項ただし書、第 4 項ただし書、第 5 項ただし書、第 6 項ただし書、第 7 項ただし書、第 8 項ただし書及び第 10 項ただし書（これらの規定を法第 87 条第 2 項若しくは第 3 項又は法第 88 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による許可

イ 法第 55 条第 3 項各号の規定による許可

ウ 法第 56 条の 2 第 1 項ただし書の規定による許可

(2) 工場の用途に供する建築物に係る許可の申請の場合 工場調書（様式第 26 号）

(許可等事項変更届)

第 30 条 許可、認定、仮使用の承認又は指定（以下「許可等」という。）を受けた建築物等に係る工事が完了する前に当該許可等を受けた内容の変更が新たに許可等を受けるこ

とを要しないものであるときは、当該変更をした建築主等は、許可等事項変更届（様式第 27 号）の正本及び副本に市長又は建築主事が必要と認める図書及び書類並びに当該許可等に係る当該建築物等の許可通知書、認定通知書、仮使用承認通知書又は指定通知書（以下「許可等に係る通知書」という。）を添えて、許可等（法第 7 条第 1 項の規定による申請が受理された後における仮使用の承認を除く。）に係る変更にあつては市長に、当該仮使用の承認に係る変更にあつては建築主事に届け出なければならない。

2 市長又は建築主事は、前項の規定による届出があつたときは、同項の変更届の副本及び当該許可等に係る通知書に許可等事項変更届済印を押印して当該届出人に返還する。

（許可等の申請の取下げ届）

第 31 条 許可等の申請書を提出した者は、市長又は建築主事が当該申請について許可等の処分をする前に当該許可等の申請を取り下げようとするときは、取下げ届（許可等）（様式第 28 号）により当該許可等（法第 7 条第 1 項の規定による申請が受理された後における仮使用の承認を除く。）の申請の取下げにあつては市長に、当該仮使用の承認の申請の取下げにあつては建築主事に届け出るものとする。

（許可等の取りやめ届）

第 32 条 許可等を受けた建築主等は、当該建築物等の工事又は仮使用を取りやめたときは、取りやめ届（許可等）（様式第 29 号）に当該許可等に係る通知書を添えて、当該建築物等の工事又は仮使用（法第 7 条第 1 項の規定による申請が受理された後における仮使用を除く。）の取りやめにあつては市長に、当該仮使用の取りやめにあつては建築主事に届け出るものとする。

（不適合建築物等台帳の提出）

第 33 条 法第 86 条の 7 第 1 項から第 3 項までの規定による既存の建築物に対する制限の緩和、法第 88 条第 2 項において準用する法第 86 条の 7 第 1 項（法第 48 条第 1 項から第 12 項まで及び第 51 条に係る部分に限る。）の規定による既存の工作物に対する制限の緩和又は施行条例第 51 条第 1 項から第 4 項までの規定による既存の建築物に対する制限の緩和を受けようとするこれらの建築物及び工作物の所有者、管理者又は占有者は、当該建築物及び工作物の制限緩和に係る不適合建築物等台帳（様式第 30 号）を市長に提出するものとする。

（認定申請書）

第 34 条 次に掲げる認定を受けようとする者は、認定申請書（様式第 31 号）の正本及び副本に、それぞれ第 3 条第 1 項の表に掲げる図書その他必要な資料を添えて、市長に提

出しなければならない。この場合において、第2号から第15号までの認定にあつては、法第6条第1項の規定による確認の申請をする前に提出するものとする。

- (1) 法第3条第1項第4号の規定による認定
- (2) 法第42条第2項の規定による認定
- (3) 政令第115条の2第1項第4号ただし書の規定による認定
- (4) 施行条例第5条ただし書の規定による認定
- (5) 施行条例第7条ただし書の規定による認定
- (6) 施行条例第8条ただし書の規定による認定
- (7) 施行条例第12条ただし書の規定による認定
- (8) 施行条例第14条第3項の規定による認定
- (9) 施行条例第22条の3の規定による認定
- (10) 施行条例第23条第3項の規定による認定
- (11) 施行条例第39条第3項第2号の規定による認定
- (12) 施行条例第40条第1項第2号の規定による認定
- (13) 施行条例第42条第3項の規定による認定
- (14) 施行条例第44条第3項の規定による認定
- (15) 施行条例第51条第4項の規定による認定

2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合において、同項各号に掲げる認定をすることとしたときは、認定通知書（様式第32号）に申請書の副本及びその添付図書を添えて、当該申請者に通知するものとする。

3 省令第10条の4の2第1項に規定する認定申請書には、第3条第1項の表に掲げる図書その他必要な設計図書を添付するものとする。

（工事計画等の報告）

第35条 法第12条第5項の規定による建築物の敷地、構造、建築設備若しくは用途又は建築物に関する工事の計画若しくは施工の状況に関する報告は、工事（計画・監理・施工）状況報告書（様式第33号）により行うものとする。

（建築工事施工計画等の報告）

第36条 法第6条第1項第3号に規定する建築物のうち、地階を除く3以上の階数を有するもの又は延べ面積が500平方メートルを超えるものの工事監理者及び工事の施工者は、

法第 12 条第 5 項の規定により、当該工事の計画については当該工事の着手前に、当該工事の施工の状況については当該工事の着手後の日で建築主事が指定した日までに、建築工事施工計画等報告書（様式第 34 号）に、別表第 2 の左欄に掲げる建築材料の種類ごとに同表の右欄に掲げる事項を記載した書類を添えて、建築主事に報告するものとする。

2 前項の場合において、当該建築物の工事が別表第 3 の左欄に掲げる工事を含むときは、同欄に定める工事の種類ごとに同表の右欄に掲げる事項を記載した書類を添付するものとする。

（建ぺい率の緩和）

第 37 条 法第 53 条第 3 項第 2 号の規定により指定する敷地は、その周辺の 3 分の 1 以上が道路又は公園、広場、川その他これらに類するもの（以下この条において「公園等」という。）に接し、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 幅員がそれぞれ 4 メートル以上の 2 つの道路（法第 42 条第 2 項の規定により道路とみなされる道で、同項の規定により道路境界線とみなされる線と道との間の敷地の部分を道路として築造しないものを除く。）で、その幅員の合計が 10 メートル以上のものが内角 120 度以内で交わる角地

(2) 建築物の敷地に接する道路の反対側又は敷地に接して公園等があり前号に準ずるもの

（建築物の建築に関する確認の特例に係る施行条例の規定）

第 38 条 政令第 10 条第 3 号ハ及び第 4 号ハの規定により、施行条例の規定のうち建築物の建築に関する確認の特例に係る規則で定める規定は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める規定とする。

(1) 政令第 10 条第 3 号に掲げる建築物 施行条例第 45 条及び施行条例第 46 条の規定

(2) 政令第 10 条第 4 号に掲げる建築物 施行条例第 45 条及び施行条例第 46 条第 3 号の規定

（尿<sup>レ</sup>尿浄化槽に係る区域の指定）

第 39 条 政令第 32 条第 1 項第 1 号の表の特定行政庁が衛生上特に支障があると認めて規則で指定する区域は、下水道法第 2 条第 8 号に規定する処理区域以外の区域とする。

（垂直積雪量）

第 40 条 政令第 86 条第 3 項の規則で定める数値は、30 センチメートルとする。

（建築物の後退距離の算定の特例に係る建築物の部分）

第 41 条 政令第 130 条の 12 第 5 号の規則で定めた部分は、当該建築物の敷地内の建築物の一部で、法第 44 条第 1 項第 4 号の規定による許可を受けた公共用歩廊その他政令第 145 条第 2 項に規定する建築物に接続する部分とする。

(書類の閲覧)

第 42 条 省令第 11 条の 4 第 1 項に規定する書類（以下「書類」という。）の閲覧場所は、市川市八幡 1 丁目 1 番 1 号市川市街づくり部建築審査課又は建築指導課とする。

2 書類の閲覧日は、次に掲げる日以外の日とする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

(3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）

3 書類の閲覧時間は、午前 8 時 45 分から午後 5 時までとする。

4 市長は、前 2 項の規定にかかわらず、書類の整理その他の理由により、書類を閲覧させないことができる。この場合においては、あらかじめ、その旨を閲覧場所に掲示するものとする。

5 書類を閲覧しようとする者は、閲覧をしようとする建築物又は工作物を特定し、必要事項を記入の上、書類閲覧申込票（様式第 35 号）を市長に提出するものとする。

6 閲覧者は、書類を閲覧場所以外の場所に持ち出してはならない。

7 市長は、前項の規定に違反する者、職員の指示に従わない者又は書類を破り、汚し、若しくは失わせるおそれがあると認められる者に対して、書類の閲覧を拒否し、又は中止させることができる。

附 則（平成 16 年 3 月 31 日規則第 37 号）

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 16 日規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 4 月 26 日規則第 35 号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)



- 2 この規則による改正前の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当該用紙が残存する期間においては、必要な補正をして使用することができる。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日規則第 16 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当該用紙が残存する期間においては、必要な補正をして使用することができる。

附 則（平成 19 年 3 月 28 日規則第 10 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 11 月 28 日規則第 49 号）

この規則は、平成 19 年 11 月 30 日から施行する。

附 則（平成 20 年 4 月 30 日規則第 33 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 30 日から施行する。

別表第1（第4条関係）

建築物の種類	図書の種類	明示すべき事項
がけ面及びがけに近接する敷地の建築物	縦断面図及び擁壁詳細図	縮尺、構造、耐久力上主要な部分の材料の種類及び寸法、がけの高さ、がけの上下端から建築物までの水平距離並びに地表面の水平面に対する角度
	構造検討書	
道路面と地盤面に高低差のある敷地の建築物	縦断面図	縮尺、道路地盤、その高低差及び土留めの種類
興行場等の用途に供する建築物	平面図又は別紙	(1) 客席の用途に供する部分のいす席の配置及び使用形態の区分ごとの床面積（いす席を設ける部分を除く。） (2) 客席の用途に供する部分の通路の幅員 (3) 建築物の屋外に通じる出入口、興行場等の出入口及び各階の客席部分よりの出入口の幅員
	換気設備	縮尺、機械室、ダクトの詳細並びに給排気口及び外気取入口の位置及び寸法
	暖房又は冷房設備図	縮尺並びに気罐 <sup>かん</sup> 機械及び配管の配置及び寸法
	映写室詳細図	縮尺、機械設備及び構造並びに耐久力上主要な部分の材料の種類及び寸法
	電灯電力配線図	縮尺並びに責任分界点以降における変圧器、電灯、電動機、電線及びスイッチの配置及び寸法
共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物	配置図	建築物と敷地境界線までの距離、通路の位置及び幅員並びに敷地と隣地及び道路との高低
	平面図又は別紙	当該用途に供する部分の床面積の合計
施行条例第40条の2に規定する児童福祉施設等	平面図又は別紙	段差の高さ及び傾斜路のこう配
物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物	配置図	建築物と敷地境界線までの距離及び前面空地の幅員
	平面図又は別紙	各階の売り場面積及び店内通路幅
工場の用途に供する建築物	工場調書	
危険物の貯蔵施設を有する建築物（原動機を使用する作業場を有する建築物を除く。）	危険物調書 （様式第36号）	
防火区画並びに政令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁を有する建築物	平面図又は別紙	防火区画、界壁、間仕切壁及び隔壁の位置及び構造
便所を水洗式とする建築物	敷地内排水系統図	縮尺、排水管等の位置及び形状寸法
避雷設備を設ける建築物	構造詳細図	縮尺、設備位置、避雷針導線及び埋設物に関する詳細図並びに保護範囲
地階に居室を有する建築物	換気設備図	縮尺、機械室、ダクトの詳細並びに給排気口及び外気取入口の位置及び寸法
受水槽を有する建築物	構造詳細図	縮尺、位置、各部分の寸法並びに給排水管の位置及び寸法

別表第2（第36条関係）

建築材料の種類	事 項
鉄骨	(1) 鋼材等の規格及び試験計画 (2) 溶接継ぎ目の許容応力度 (3) 鉄骨加工工場の名称及び種別
コンクリート	(1) コンクリートの製造に用いるセメント、骨材その他の材料の品質 (2) レディミクストコンクリートの製造会社及びその工場の名称 (3) コンクリートの設計基準強度その他の品質及び所要条件 (4) コンクリートの打込み方法及び打込み計画 (5) コンクリートの試験計画及び試験機関の名称 (6) コンクリートの施工条件及び養生計画
鉄筋	(1) 鉄筋の規格及び試験計画 (2) 鉄筋の継ぎ手工法、施工計画及び当該継ぎ手工法の工事施工者の氏名 (3) 鉄筋の継ぎ手の試験計画及び試験機関の名称

別表第3（第36条関係）

工種の種類	事項
軽量コンクリート工事	(1) 軽量コンクリートの使用箇所 (2) 軽量コンクリート骨材及びその製造会社の名称 (3) 軽量コンクリートの設計基準強度その他の品質及び設計の仕様 (4) 計量コンクリートの製造方法 (5) 軽量コンクリートの打込み方法及び打込み計画 (6) 軽量コンクリートの施工条件及び養生計画
溶接工事	(1) 溶接技術監督員の氏名、所属及び資格 (2) 溶接工事施工者の氏名並びに鉄骨加工工場の名称及び種別 (3) 溶接継ぎ目の許容応力度 (4) 溶接工法の種類、使用材料及び設備 (5) 溶接工の技量資格 (6) 鋼材の切断方法その他の溶接工事の施工方法及び設計の仕様 (7) 溶接工事の工程に対応した試験及び検査の方法
高力ボルト接合工事	(1) 高力ボルト接合工事施工者の氏名 (2) 高力ボルトセットの製造者の氏名 (3) 高力ボルトセットの種類 (4) 摩擦係数その他の所要条件 (5) 摩擦面の処理方法、ボルトの締付け方法その他の施工方法及び設計の仕様 (6) 高力ボルトセットの品質及び検査方法 (7) 高力ボルト接合工事の工程に対応した試験及び検査の方法